

第 14 期神奈川県情報公開
運営審議会報告書

平成 22 年 1 月 13 日

平成 22 年 1 月 13 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 藤 原 静 雄

第 14 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第 14 期の任期の満了を迎えるに当たり、これまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

1 はじめに

当審議会は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号。以下「条例」という。）に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた 12 名の委員によって構成されています。

今期は、「情報公開の総合的な推進等」及び「県民の求めに応じた情報提供等」について審議を行いました。審議の結果、「情報公開の総合的な推進等」については、平成 21 年 9 月に別途中間報告書として提出し、「県民の求めに応じた情報提供等」については、本報告 2 のとおりとなりました。なお、今期の審議の経過は、別紙のとおりです。

2 県民の求めに応じた情報提供等について

当審議会は、前記中間報告書において、県民との情報共有を一層推進するため、情報公開の総合的な推進等に関する条例改正の基本的な考え方を提言しました。

しかし、前記記載の目的を実現するためには、条例改正を行うだけではなく、その条例改正の趣旨を反映した具体的な施策を実施することが重要であると考えます。

そこで、当審議会としては、前記中間報告書において、条例改正事項のうち、具体的な施策の必要性を提言した「県民からの求めに応じた情報提供」及び「県民が必要としている情報の把握」に関する対応方針について検討し、次のように取りま

とめました。

(1) 県民の求めに応じた情報提供について

県に対して、県民から県政に関する情報が知りたいとの求めがあった場合には、情報公開請求又は情報提供のいずれかで対応することとなります。

この求めがあった場合の情報提供については、どのような行政文書について情報提供で対応してよいか基準がないため、実施機関で一から判断しなくてはならないことや、情報公開請求のように請求者に費用負担を求めることができないことなどから、実施機関が情報提供に積極的に取り組みにくい状況にあり、現在は情報公開請求中心の対応がなされています。

情報公開請求における請求から決定までの日数は、平成 20 年度においては平均約 12 日間（決定後、来庁又は郵送等に係る期間を更に要します。）となっています。しかしながら、明らかに全部公開となるような行政文書については、県民が現在より簡易かつ迅速に写し等を入手できるようにし、県民の利便性を高める必要があると考えます。

また、情報公開請求の場合は、非公開情報の有無を慎重に判断するため、請求書を受領後、諾否の決定に係る決裁手続を経て、決定通知書を送付するという厳格な手続をとることとなりますが、明らかに全部公開となるような行政文書については、情報公開請求のような厳格な手続をとる必要はないことから、情報提供で対応することにより、事務手続の簡素化・効率化を図る必要があると考えます。

そこで、このような情報公開請求によらずとも、県民に提供することが可能な行政文書についての情報提供に関する一定の基準を設け、実施機関が情報提供に積極的に取り組むことができる環境を整備することが必要と考えます。

(注) 本報告書における情報公開請求及び情報提供は、次のような意味で使用しています。

情報公開請求・・・行政文書の公開を請求する権利の行使に対して、県が義務的に情報を公開すること

情報提供・・・県が任意に情報を提供すること

具体的には、次のような方針で基準を設けることが適当と考えます。

ア 情報提供の対象について

(ア) 情報公開請求を経る必要のない行政文書を対象とすべきであることから、

過去に情報公開請求があり全部公開した行政文書で現時点においても明らかに判断が変わらないもの、既に公表されている情報のみが記載されている行政文書、その他条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書について、情報提供の対象にすることが適当と考えます。

(イ) また、非公開情報が含まれていても、県民が求めている情報の内容を十分確認した上で、行政文書に簡単な加工をすることで県民の求めに応じることができる場合には、加工後の行政文書を情報提供の対象にすべきと考えます。

例えば、必要な部分を容易に抽出できる場合や非公開情報は含まれていても、それがごく一部と判断でき、容易に黒塗りができる場合等が該当すると考えます。なお、加工の仕方いかんによっては情報隠ぺいとの誤解を与えるおそれや、プライバシー等の侵害につながることもあるので、その点に対して配慮することが必要と考えます。

(ウ) 県政情報センター等に配架している行政資料については、既に情報公開請求を経なくとも、県民が閲覧又は写しを入手できるようになっていますので、情報提供事務の効率化の観点から情報提供の対象外とすることが適当と考えます。

イ 手続について

県民からの求めに応じた情報提供の趣旨である簡易かつ迅速な対応を実現するため、情報提供においては、情報公開請求の場合よりも手続を簡略化することが必要と考えます。

具体的には、情報提供に係る行政文書の写しの交付が必要な場合にのみ、申出書を提出してもらうこと、決裁手続を情報公開請求の場合よりも簡略化すること、写しの交付の際には、コインコピー機の利用を認めることなどが必要と考えます。

ウ 費用負担について

情報提供においても、写しの交付を行う場合には、制度の利用者に大きな負担にならない程度の費用を求めることは受益者負担の原則から合理的であると考えられます。

その場合、今まで情報公開請求で対応してきた行政文書の一部が情報提供での対応に移行することや、他の手段（情報公開請求における写しの交付、

県政情報センターのコインコピー機の利用等)により県民が県政に関する情報を入手する際の費用負担とのバランスから、情報公開請求の場合と同額の費用負担を求めることが適当と考えます。

なお、広報や普及啓発を目的に作成された行政文書、県民に法令・行政手続・行政サービス等の内容を説明するために必要な行政文書、国・市町村等の関係団体から情報提供を求められた場合等、その他無料で情報提供することが適当と認められる行政文書の写しの交付については、従前どおり費用負担を求めないとするのが適当と考えます。

エ 情報公開請求との関係について

情報提供は、簡易かつ迅速な対応が可能であるなどの優れた面もありますが、情報提供は任意に提供することができる制度であることから、県民の情報公開請求権の行使を妨げるものがないよう、実施機関は情報提供できない場合はもちろん、情報提供できる場合であっても、必ず情報公開請求ができることを教示することが必要と考えます。

また、実施機関が情報提供の可否の検討に期間を要し、情報提供での対応が可能か判断に迷う場合には、情報公開請求権の行使を遅らせるものがないよう、実施機関は原則として情報公開請求で対応すべきと考えます。

(2) 県民が必要としている情報の把握について

県民が必要としている情報は多様化していますが、それを的確に把握しながら、県が情報の公表や情報提供を行う事項を決定していくことが、今後とも重要と考えます。

この場合、県のホームページや県の広報誌で公表項目等に関する意見募集を行う、e-かなネットにより県民に対してアンケート調査を行う等の手段が考えられますが、何よりも日常の窓口業務等を通じて県民の要望を的確に把握することが重要と考えます。

(注) 本報告書における情報の公表は、次のような意味で使用しています。

情報の公表・・・県が法令、条例、要綱等に基づいて義務的に情報を広く一般的に公開すること

3 まとめ

当審議会としては、中間報告書における条例改正事項のうち、新たな施策の必

要性を提言した「県民からの求めに応じた情報提供」及び「県民が必要としている情報の把握」について具体的な対応策を提示しました。

実施機関においては、情報公開を総合的に推進し、県民との情報共有を一層推進するために、これらの具体的な施策の実現を図るとともに、その他の条例改正事項に係る現行の施策等についても、条例改正の趣旨を反映したものとなっているかどうか点検し、必要な見直しを行うことを望みます。

第 14 期神奈川県情報公開運営審議会 審議経過

審議会・部会の別	開催日等	審議内容等
第 82 回情報公開運営審議会	平成 21 年 4 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・第 14 期情報公開運営審議会の運営方法及び審議事項の確認について
第 1 回部会	平成 21 年 4 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の総合的な推進について
第 2 回部会	平成 21 年 6 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の総合的な推進について ・その他条例運用上の課題について
第 3 回部会	平成 21 年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 14 期情報公開運営審議会中間報告（素案）について
第 83 回情報公開運営審議会	平成 21 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選出 ・第 14 期情報公開運営審議会中間報告書（案）等について ・平成 20 年度情報公開制度の運用状況について
第 4 回部会	平成 21 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の総合的な推進について
	平成 21 年 9 月 24 日	○第 14 期情報公開運営審議会中間報告書について（報告）
第 5 回部会	平成 21 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 14 期情報公開運営審議会報告書（素案）について
第 84 回情報公開運営審議会	平成 21 年 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 14 期情報公開運営審議会報告書（案）について
	平成 22 年 1 月 13 日	○第 14 期情報公開運営審議会の審議状況について（報告）